

## 鹿児島修学館中学校・高等学校 生徒心得

### 1 校内生活

(登下校)

- (1) 8時25分までに登校する。朝読書等があるときは8時5分又は指示する時刻までに登校する。
- (2) 登校後、校外に出る必要のあるときは、担任の先生の許可を受ける。
- (3) 最終下校時刻は、原則として、

平日	2月～10月中旬	18時30分
	10月中旬～1月末	18時10分
土曜日	年間を通じて17時とする。	

(欠席・遅刻・早退等)

- (1) 欠席・遅刻・早退の場合は原則、保護者から担任の先生に届け出る。
- (2) 家族近親に不幸があった場合の忌引日数は次の通りとする。

父母7日	祖父母3日	兄弟姉妹3日
伯叔父母1日	従兄弟姉妹1日	曾祖父母1日
- (3) 学校感染症に罹患した場合は、必ず担任に連絡する。医師の診断により登校する際は学校感染症治癒証明書を提出すること。(本校HPよりダウンロード)

(その他)

- (1) みだりに金銭や物品の貸し借りをしないこと。
- (2) 携帯電話は許可を得た生徒のみ持参し、登校後に必ず担任に預けること。
- (3) 学校には携帯型の音響機器やゲーム等の学習に不必要な物を持参しないこと。
- (4) 公共物を大切にし、校具等を破損した場合は、担任及び事務室に申し出ること。
- (5) 生徒証は常に携帯し、紛失した場合は担任に連絡し、再交付を受けること。

### 2 校外生活

本校生徒としての自覚と誇りをもって行動するように努めること。

- (1) 自転車通学は許可を得た生徒のみとする。中学生は自転車乗車時、ヘルメットを着用すること。
- (2) 登下校の際は交通規則や交通道徳を守ること。また、バス乗車の際は一般乗客の迷惑にならないようマナーに注意すること。
- (3) 交通事故にあった場合は、すみやかに担任へ届け出ること。
- (4) 校外の諸団体に加盟したり、諸行事に参加したりする場合は、事前に所定の願を届け出ること。
- (5) 18歳未満入場禁止の場所などに入入りしないこと。
- (6) 長期休業中の生徒心得については別途定める。

### 3 服装（制服）・頭髪等の規定

本校指定の制服を着用し、常に品位と清潔感を保つように心がけること。  
 なお、夏服・冬服の期間、移行期間及びその服装については別途指示する。

#### 服装規定（H31より）

項目	男	女
頭髪	髪のはきは、耳が隠れていないことと前髪が目にかからないようにする。また、襟足の長髪、2ブロック等の異型の髪型は禁止とする。	前髪が目にかからないようにする。ブラウスの襟の下端より長い髪は後ろで一つまたは二つに編むかくる。くる際は、飾りのついていない目立たない色のゴムを使用する。その他、アップスタイルやパーマは禁止とする。
化粧	リップクリームや日焼け止めを塗る場合は色のつかないものとする。	
眉	極端に細くしないこととする。	
爪	極端に長くしない。マニキュアは禁止とする。	
襟章	夏：シャツの左襟に校章をつけること。 （中間服、新制服以外を着用時） 冬：上着の左襟に校章をつけること。	-
ボタン リボン	学校指定のものとする。	
セーター ベスト	学校指定のものとする。カーディガンは禁止とする。	
シャツ ブラウス	学校指定のものを着用し、襟口(えりぐち)から見えるTシャツ等を着ない。	
ベルト ズボン スカート	ベルトを必ず着用し、ズボンの裾をふみつけないこととする。	ひざが隠れる長さとする。
靴下	くるぶしが隠れる長さの白ソックスを着用すること。 （ワンポイント等の模様入りは禁止）	夏：くるぶしが隠れる長さの白ソックスを着用すること。 （ワンポイント等の模様入りは禁止） 冬：ハイソックス・タイツは茶色のものとする。
靴	白色の運動靴とする。	学校指定のものとする。（品番指定）
カバン	学校指定のものとする。	
補助バック	華美・派手でないものとする。	

※生徒が本校規則及び本校生徒心得に違反した場合は、特別指導を行う場合がある。